

第28回 健康・医療・介護情報利活用検討会

医療等情報利活用ワーキンググループ

2026（令和8）年3月12日

# 電子カルテの普及について

令和8年3月12日

厚生労働省 医政局 医療情報担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 電子カルテの普及策

(これまでの対応方針の御説明)



# 電子カルテシステムの普及状況の推移

出典：医療施設調査（厚生労働省）

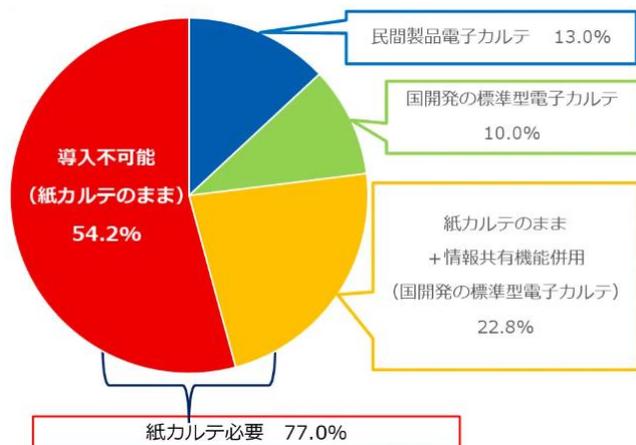
	一般病院 (※1)	病床規模別			一般診療所 (※2)
		400床以上	200～399床	200床未満	
平成 20年	14.2 % (1,092/7,714)	38.8 % (279/720)	22.7 % (313/1,380)	8.9 % (500/5,614)	14.7 % (14,602/99,083)
平成 23年 (※3)	21.9 % (1,620/7,410)	57.3 % (401/700)	33.4 % (440/1,317)	14.4 % (779/5,393)	21.2 % (20,797/98,004)
平成26年	34.2 % (2,542/7,426)	77.5 % (550/710)	50.9 % (682/1,340)	24.4 % (1,310/5,376)	35.0 % (35,178/100,461)
平成 29年	46.7 % (3,432/7,353)	85.4 % (603/706)	64.9 % (864/1,332)	37.0 % (1,965/5,315)	41.6 % (42,167/101,471)
令和 2年	57.2 % (4,109/7,179)	91.2 % (609/668)	74.8 % (928/1,241)	48.8 % (2,572/5,270)	49.9 % (51,199/102,612)
令和 5年	65.6 % (4,638/7,065)	93.7 % (609/650)	79.2 % (956/1,207)	59.0 % (3,073/5,208)	55.0 % (57,662/104,894)

**【注 釈】**

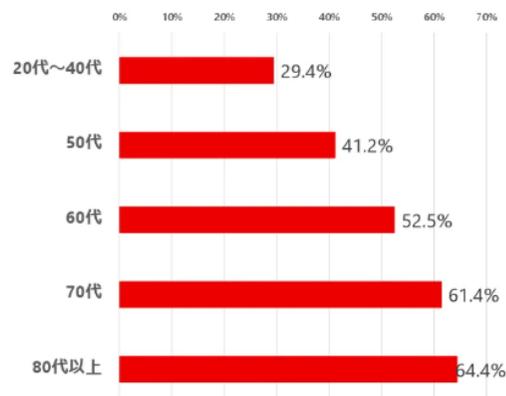
- (※1) 一般病院とは、病院のうち、精神科病床のみを有する病院及び結核病床のみを有する病院を除いたものをいう。
- (※2) 一般診療所とは、診療所のうち歯科医業のみを行う診療所を除いたものをいう。
- (※3) 平成23年は、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県の全域を除いた数値である。

✓ 日本医師会において、全国の紙カルテ利用中の診療所に対し、電子カルテの導入可能性に関するアンケート調査を実施 (調査期間：本年4/18～6/1、有効回答数：5,466件)。

▶ 調査では54.2%が「導入不可能」である旨の回答

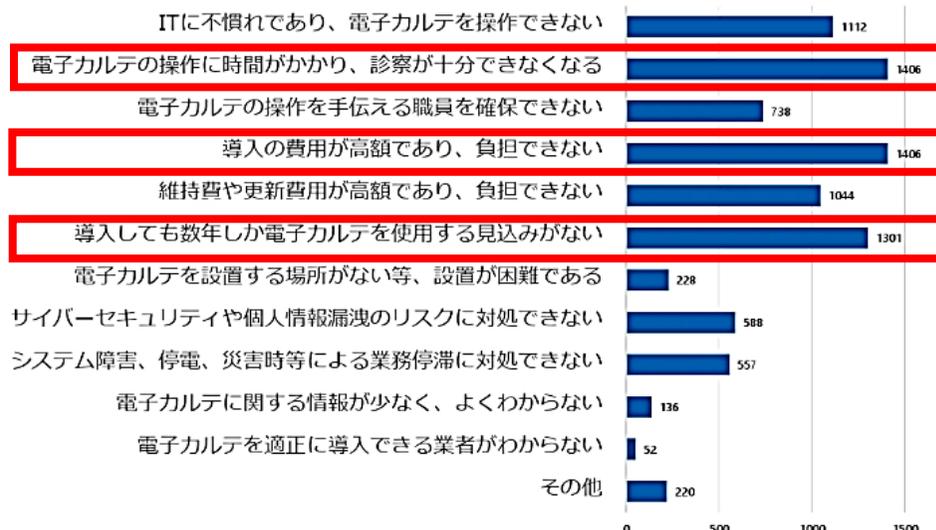


▶ ただし、「導入不可能」と回答する割合は高齢者ほど高い



▶ 「導入できない理由(3つ選択可)」では、

- ・ ITに不慣れ(電子カルテ操作に時間がかかる)、
  - ・ 導入費用が高額、
  - ・ 導入しても数年しか使用する見込みがない、
- といった回答が多くなっている。



# 電子カルテの普及に関する政府目標

## 医療DXの推進に関する工程表(抜粋) (令和5年6月2日 医療DX推進本部)

✓遅くとも 2030 年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。

<参考> 第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム

「目標達成に向け、オンプレ型で、かつ、カスタマイズしている現行の電子カルテから、いわゆるクラウドネイティブを基本とする廉価なものへと移行することを図る。

2026年夏までに、電子カルテ／共有サービスの具体的な普及計画を策定する。

## 地域医療介護総合確保法 第12条の3第4項(抜粋) ※国会修正により追加された規定

### 第12条の3 (略)

4 政府は、令和12年12月31日までに、電子カルテの普及率…が約100%となることを達成するよう、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術…その他の先端的な技術の活用を含め、医療機関の業務における情報の電子化を実現しなければならない。

# 電子処方箋・電子カルテの目標設定等の概要

## 1. 電子処方箋の新目標

- 電子処方箋については、「概ね全国の医療機関・薬局に対し、2025年3月までに普及させる」※1こととしていた。2025年6月時点で運用開始済の薬局は8割を超えており、薬局については今夏には概ね全ての薬局での導入が見込まれる。一方、医療機関への導入は1割程度に留まる。
- 医療機関において電子処方箋の導入を進めるにあたっては、電子カルテが導入されていることが重要であるため、**電子処方箋の新たな目標では、電子カルテ／共有サービスと一体的な導入を進めることとし、「患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す」。**

歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

※1 医療DXの推進に関する工程表2023.6.2 医療DX推進本部

## 2. 電子カルテ／共有サービスの普及策

- 電子カルテについては、「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」※1こととしている。この目標達成に向け、**オンプレ型で、かつ、カスタマイズしている現行の電子カルテから、いわゆるクラウドネイティブを基本とする廉価なものへと移行**することを図りつつ、
  - ① 電子カルテ導入済の医療機関※2には、次回更改時に、共有サービス／電子処方箋に対応するシステム改修等の実施、
  - ② 電子カルテ未導入の医療機関※2には、**共有サービス／電子処方箋に対応できる標準化された電子カルテの導入**を進める。

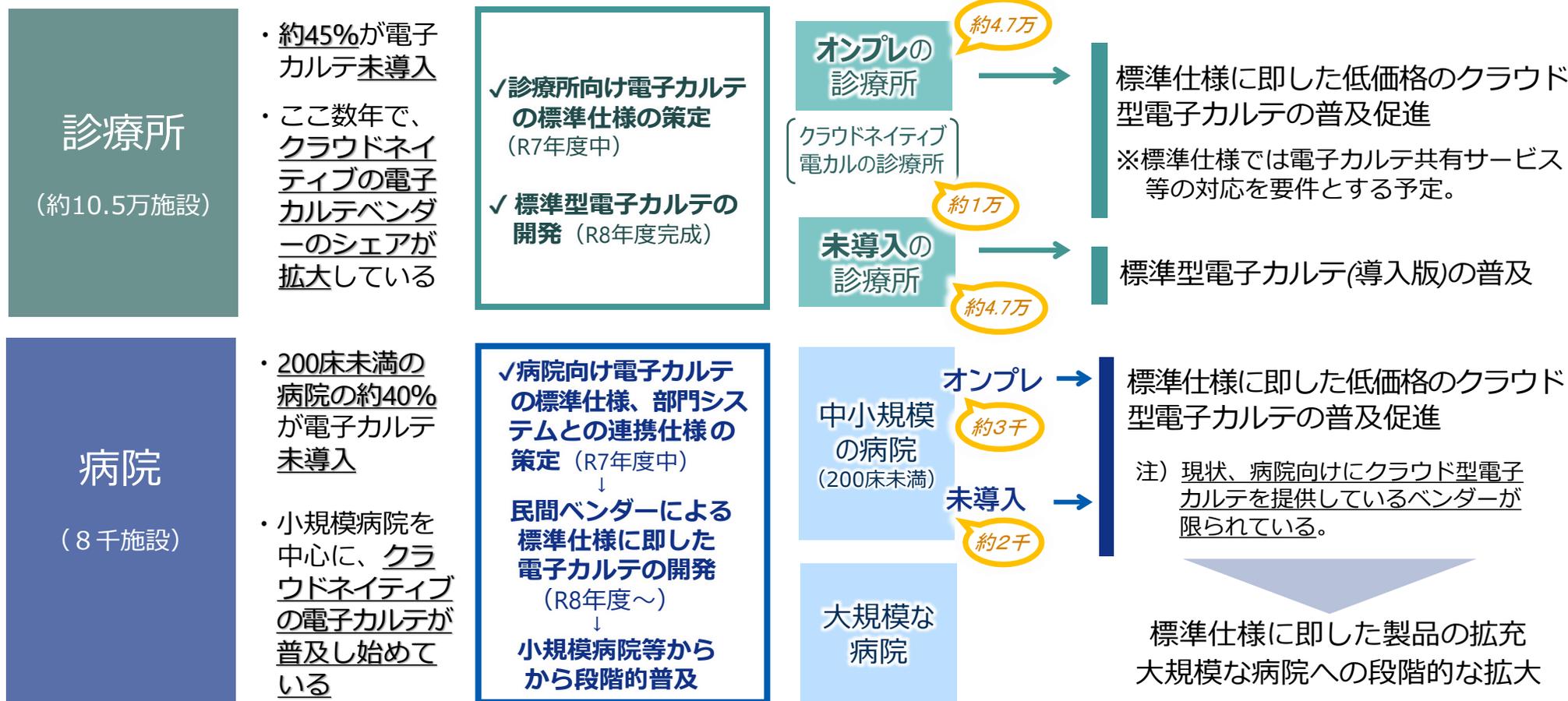
※2 医科診療所／病院が対象。歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

### 今後の主な対応方針

- 標準型電子カルテ（デジタル庁で開発中）について、本格運用の具体的内容を2025年度中に示した上で、**必要な支援策の具体化を検討するとともに、2026年度中目途の完成**を目指す。
- 併せて、標準型電子カルテの要件※3を参考として、**医科診療所向け電子カルテの標準仕様（基本要件）を2025年度中に策定**する。  
※3 小規模な医療機関でも過度な負担なく導入が可能となるよう、①共有サービス・電子処方箋管理サービスへの対応、②ガバメントクラウドへの対応が可能となり、かつ、1つのシステムを複数の医療機関で共同利用することで廉価なサービス提供が可能となるマルチテナント方式（いわゆるSaaS型）のクラウド型サービスとする、③関係システムへの標準APIを搭載する、④データ引き継ぎが可能な互換性を確保すること等を要件とする方向。
- **2026年夏までに、電子カルテ／共有サービスの具体的な普及計画**を策定する。

# 電子カルテシステムの普及に向けた取組の全体像

- 「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」（2023.6.2 医療DX推進本部、医療DXの推進に関する工程表）。
- カスタマイズされたオンプレ型電子カルテから、クラウドネイティブ・廉価なものに移行を図る方針。（注）
- 2026年夏までに、電子カルテ／電子カルテ情報共有サービスの具体的な普及計画を策定する予定。



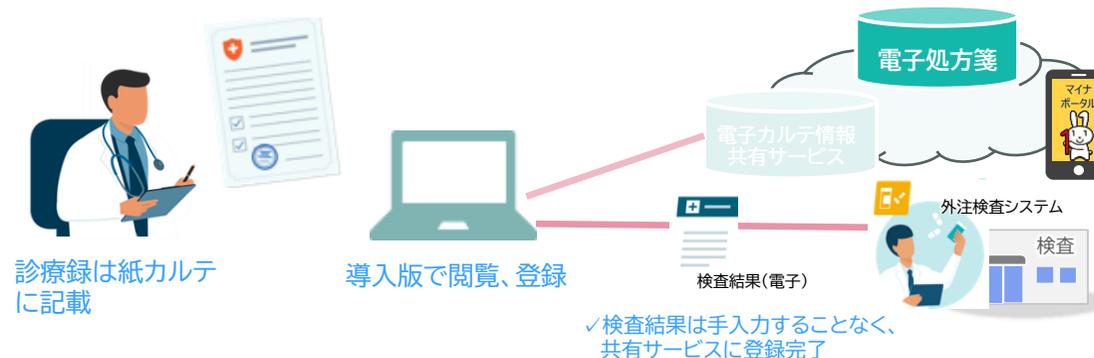
(注) クラウドネイティブ：クラウドの特性・メリットを最大限に活用するために、クラウド上で動作することを前提として設計・開発されたシステム。特に、ここでは、電子カルテの中でも「マイクロサービス(アプリケーション最小化)」、「スケーラビリティ(拡張性)」、「マルチテナント型(同一のサービスを複数のユーザーで共同利用する)」等のようなモダンな技術や設計思想を取り入れて構築された製品を指す。

現在、開発中の医科無床診療所向けの標準型電子カルテ(クラウドネイティブ)の中で、国の医療DX対応機能に限定した「導入版」を開発中です。  
2026年度中の完成を目指しています。

## 標準型電子カルテ(導入版)のコンセプト

医療DX対応を中心とした画面構成で、クリック操作を主とする感覚的に使いやすいシンプルな画面設計です。  
紙カルテや現行の電子カルテの業務はそのままに、国の医療DXに対応できるようになります:

- 電子カルテ情報共有サービスを利用する病院や診療所からの「診療情報提供書」や「検査データ」を本アプリから閲覧可能になります。 ※
- 本アプリに情報を入力すれば、「診療情報提供書」を病院や診療所に送付することや、電子処方箋の発行が可能になります。
- アプリと外注の検査機関を連携することで、自院の「検査データ」を国の電子カルテ情報共有サービスに簡単に登録できます。



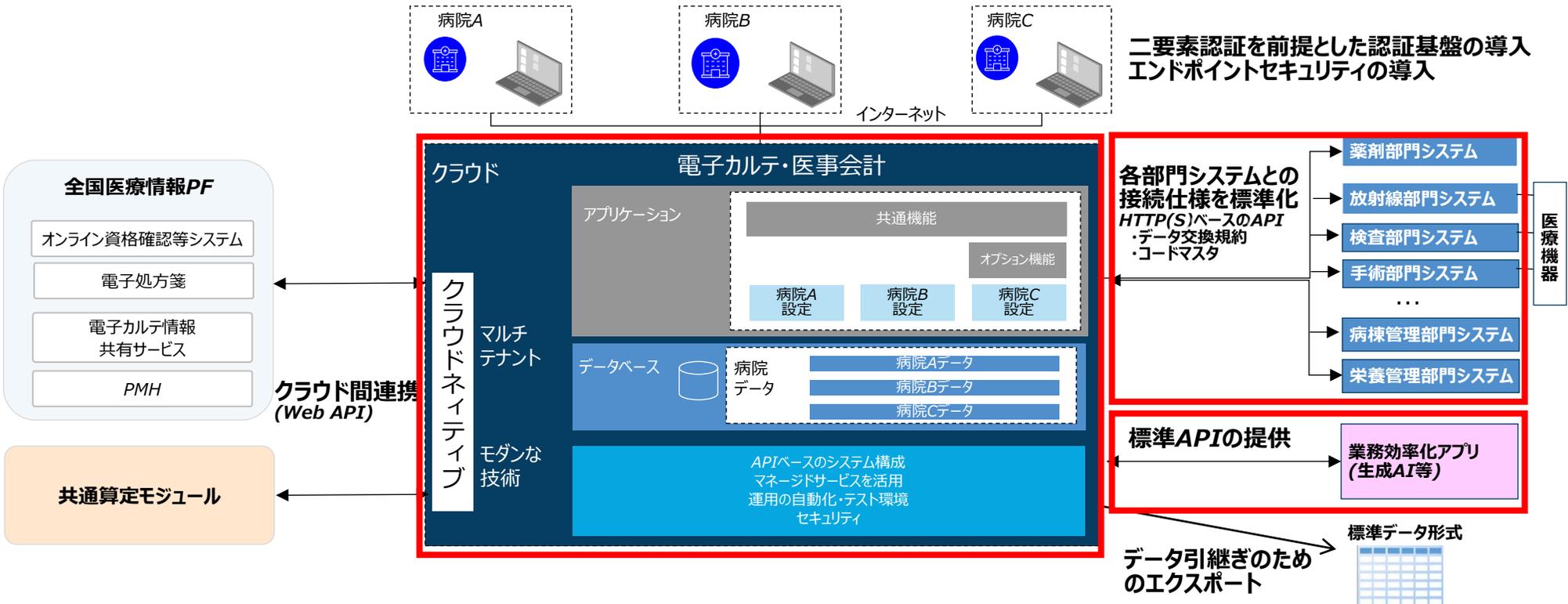
▶ 標準型電子カルテ(導入版)完成後、地域の医科診療所の電子カルテ等のシステム提供事業者と連携し、医科診療所における一体的な普及を推進する。

# クラウドネイティブな電子カルテ開発に向けた取組【病院】

## 病院向け電子カルテの標準仕様作成

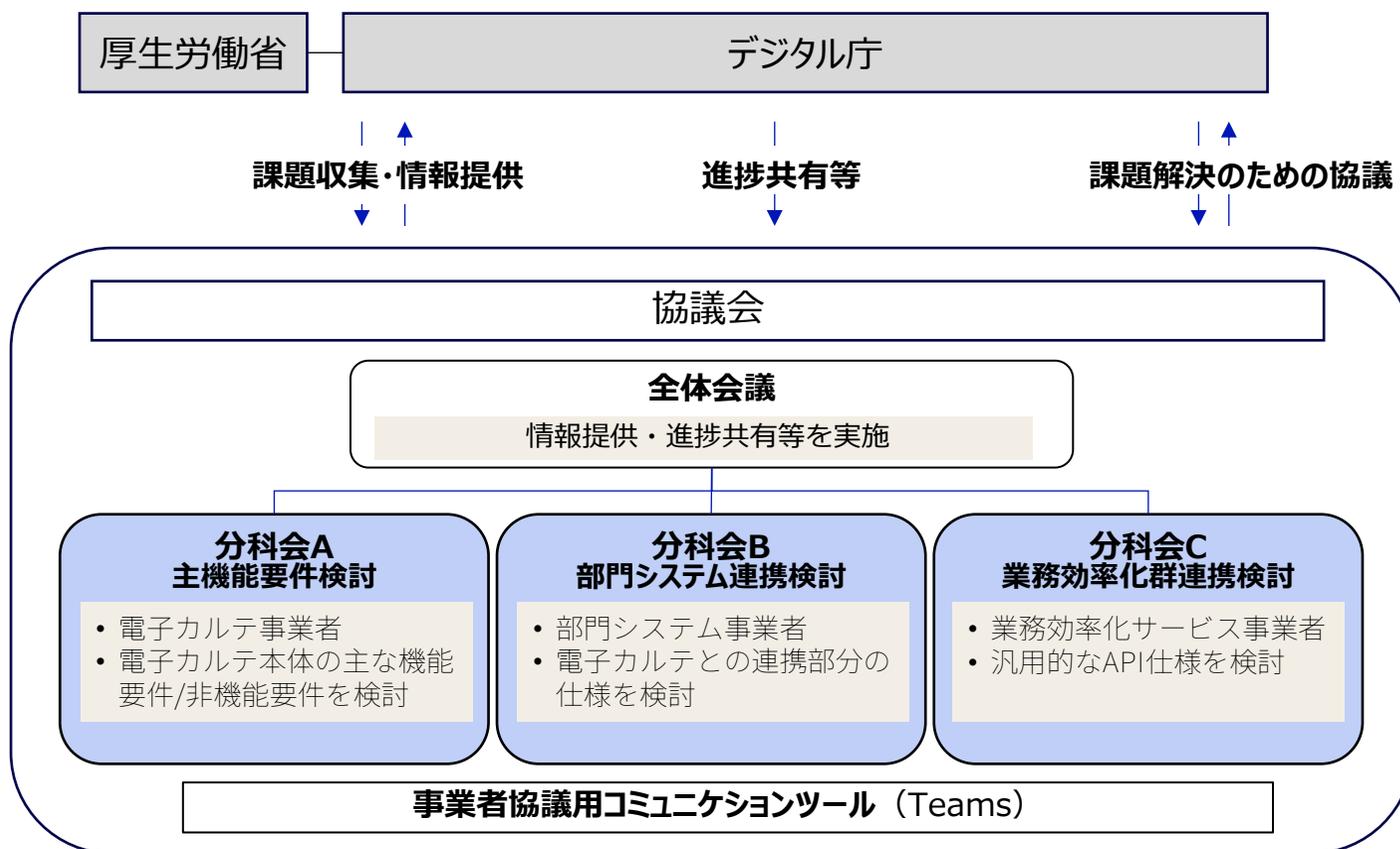
令和7年度中に病院向け電子カルテの標準仕様を策定し、令和8年度から民間事業者がその標準仕様に準拠した製品を開発することを目指す。その際、ガバメントクラウドの活用を検討。

〔病院向け情報システム(電子カルテ・医事会計)のイメージ〕



# 病院向けカルテの標準仕様作成の協議会を組成（開発ベンダー候補と協働した仕様作成プロセス）

- 標準仕様に対応したシステムの開発・改修に意欲がある電子カルテベンダー・部門ベンダーを募り、標準仕様策定事業者及び厚生労働省・デジタル庁の検討に対して、御意見をいただく場として「協議会」を組成。
- 分科会（課題協議会議）は、標準仕様策定に向けての個別課題を中心とした課題協議の場として開催。



## 標準仕様（基本要件）に関する検討について

- 電子カルテ(医科)の標準仕様(基本要件)としては、次のような事項を想定。今後、関係者の意見を聴きながら、更に検討を進める。当該要件に準拠した電子カルテ製品については、今後、厚生労働省等が認証を行うことを想定。
- 認証された電子カルテの普及方策については、今後、検討。

項目	具体的内容の例
①共有サービス・電子処方箋への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェイス</u></li> <li>・<u>電子処方箋サービスとの接続インターフェイス</u></li> </ul>
②モダンな技術を活用したクラウド・ネイティブ型の電子カルテ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドへの対応が可能となる<u>モダンな技術の採用</u> 例:マルチテナント方式を採用 マネージドサービスの利用(コンテナ利用/スケールアウト/運用の自動化等) 疎結合なアーキテクチャ 多要素認証(MFA)の導入</li> </ul>
③関係システムへの標準APIの搭載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>標準外部インターフェイス・交換規約を規定</u> 例:電子カルテと外注検査等とのインターフェイスレイアウトを規定 最新技術・サービス(予約や生成AI等)とのAPI仕様を規定</li> </ul>
④データ引き継ぎが可能な互換性の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>データ出力・取込のインターフェイスのフォーマット(例:json, xml, csv)／レイアウトを規定</u></li> </ul>
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品・検査等の標準マスタ・コードの規定</li> <li>・医療情報システムの安全管理に関するガイドラインへの準拠</li> <li>・一般的な電子カルテの機能要件・非機能要件を備えることやその開示(病院向け)</li> <li>・一定数以上の施設への導入・稼働実績があること（認証要件）</li> <li>・価格(導入費用／基本利用料／オプション利用料)の公開(認証要件)</li> </ul>

# 電子カルテ・電子カルテ情報共有サービスの普及について

現行システムの改修等 新たなシステムの導入・開発・普及 厚労省・デジタル庁の取組



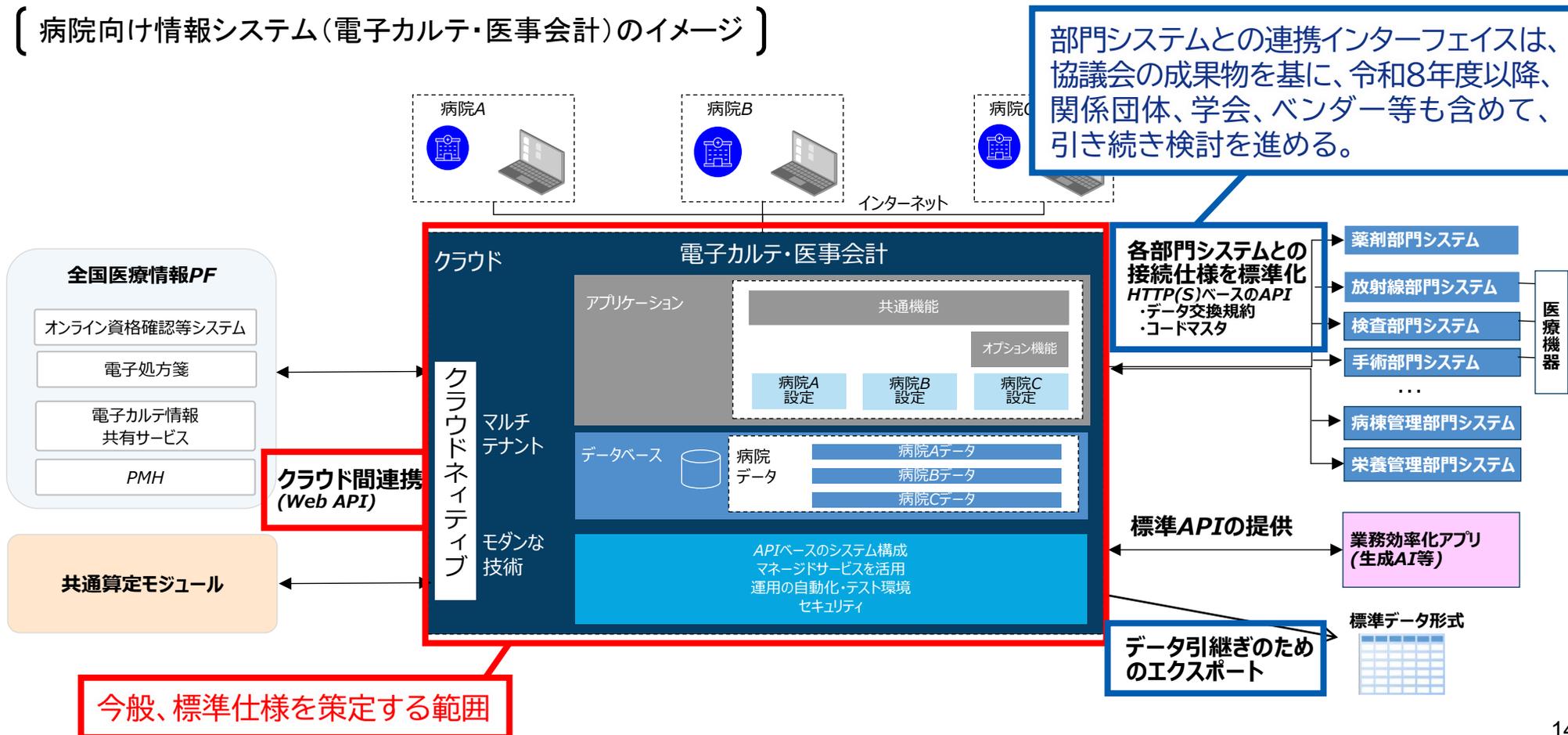
# 電子カルテ・レセコンの標準仕様策定 に向けた議論

# クラウドネイティブな電子カルテ開発に向けた取組【病院】

## 病院向け電子カルテの標準仕様作成

令和7年度中に病院向け電子カルテの標準仕様を策定し、令和8年度から民間事業者がその標準仕様に準拠した製品を開発することを目指す。その際、ガバメントクラウドの活用を検討。

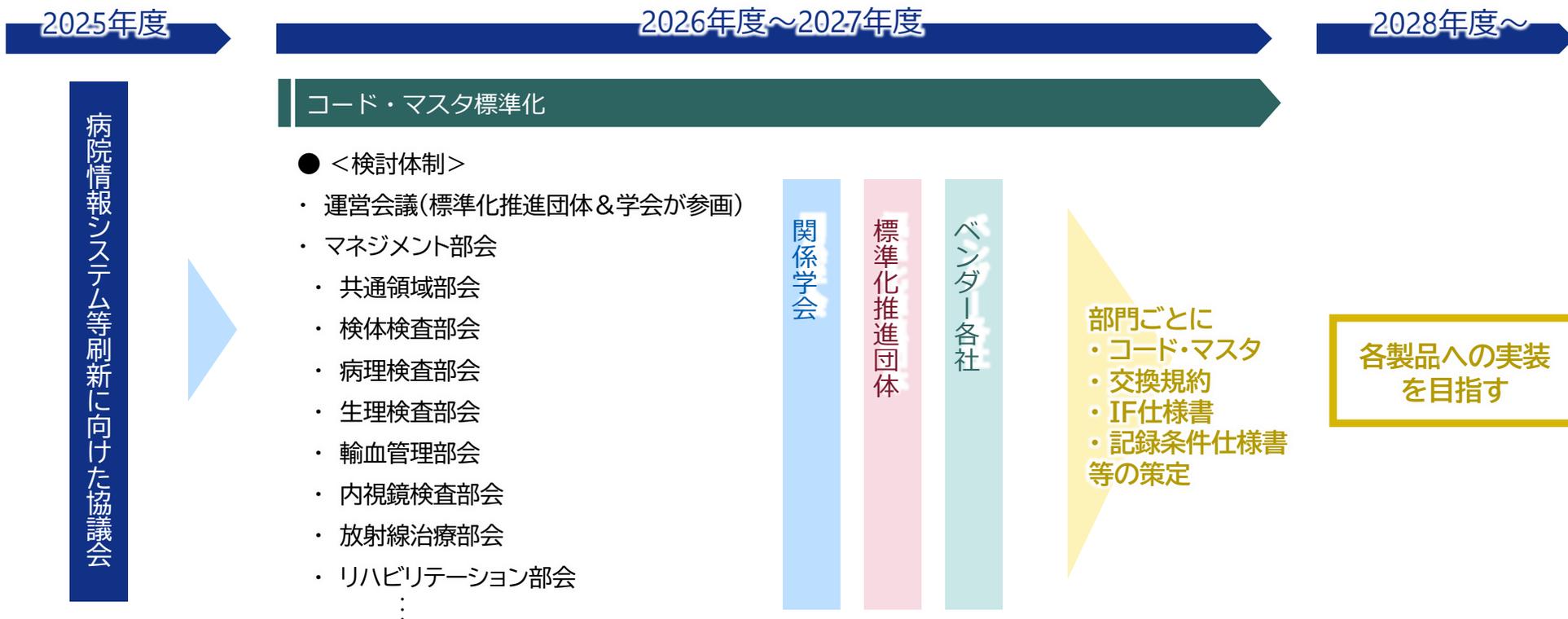
### 〔病院向け情報システム(電子カルテ・医事会計)のイメージ〕



部門システムとの連携インターフェイスは、協議会の成果物を基に、令和8年度以降、関係団体、学会、ベンダー等も含めて、引き続き検討を進める。

# 電子カルテ一部門システム標準IFの策定について(イメージ)

- ✓ 2025年度の病院情報システム等の刷新に向けた協議会の成果物を基に、2026年度に、関係団体・学会・ベンダーも含めた部門連携の標準IF策定に向けた検討体を立ち上げ。2027年度末までに、各部門ごとに標準IFの策定を目指し、2028年度以降に、各製品への実装を目指す。



## (コード・マスタ標準化において想定される作業手順)



# 医科診療所/中小病院向け電子カルテの標準仕様(案)の概要

- ▶ 医科診療所/中小病院向け電子カルテの標準仕様としては、次のような事項を想定。本仕様に準拠した製品の開発をベンダーに促す。
- ▶ 標準仕様に準拠した電子カルテについては、今後、厚生労働省が認証を行うことを想定。具体的な認証制度及び認証された電子カルテの普及方策については、2026年夏までに検討。

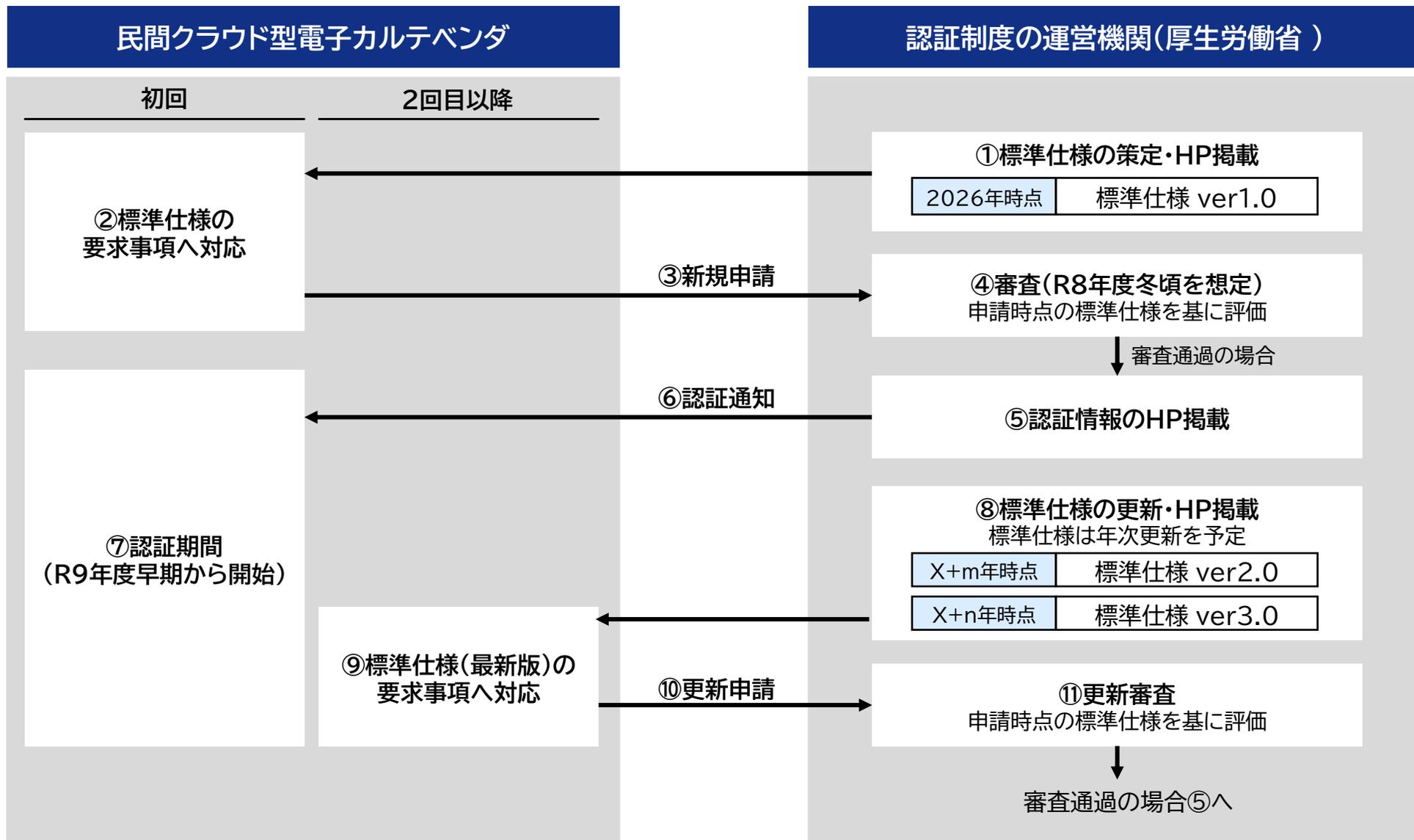
	項目	主な遵守項目
機能要件	政府の医療DXサービス群の対応	次の政府の医療DXサービスに関する技術解説書等に規定された機能を有すること。 ①オンライン資格確認等システム ②電子処方箋管理サービス ③電子カルテ情報共有サービス ※ ②・③については、クラウド間連携が実現してから一定期間内での実装を前提に経過措置を設ける。
非機能要件	可用性	稼働率の実績が99.9%以上であること。
	セキュリティ	① ISMAP、又は、ISMS認証及びISMSクラウドセキュリティ認証を取得したものであること。 ② 第三者機関によるペネトレーションテストを実施し、脆弱性に対する適切な対策をしていること。 ③ 主要なソフトウェアについて脆弱性診断を実施し、脆弱性に対する適切な対策をしていること。 ④ システムを構成する各要素に対し、定期的にセキュリティパッチを適用すること。
	データ保管	データを日本国内で保持すること。
	バックアップ	物理的かつ論理的に隔離された別のクラウドサーバ上又は外部メディアに、定期的なバックアップを行う仕様であること。
アーキテクチャ	クラウドネイティブ/モダナイゼーション	① 電子カルテを構成する主要アプリケーションが、ガバメントクラウド対象クラウドサービスを利用したパブリッククラウド環境で稼働すること。 ② 医療機関に提供されるクラウド上で稼働する全てのアプリケーションが、SaaS型であること。 ③ 電子カルテの構成は、マルチテナント方式であること。 ④ 電子カルテを構成する全てのアプリケーションについて、個々のカスタマイズに対応不可能な仕様とすること。 ⑤ 電子カルテを構成するシステムが、GCASガイド「ガバメントクラウドにおけるモダン化の定義」に合致するものであること。
I/F	システム連携	検討中
	データ移行	
その他	ガイドライン	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等の各種ガイドラインの関係部分に適合するものであること。
	情報提供・公開	・ベンダーが自ら運営するWebサイト上に、電子カルテの価格(オプション機能に係る価格を含む。)を公開済であること。 ・【病院のみ】ベンダーが自ら運営するWebサイト上に、電子カルテが有する機能の一覧を開示すること。 ・医療機関や部門システムベンダー、移行先システムベンダーから要請があった場合は、連携に必要な事項を開示すること。

※ 本仕様では、①実装・対応を必須とする「遵守項目」、②実装・対応が推奨される「推奨項目」を規定。「推奨項目」の一部は、今後、「遵守項目」としていくことを検討。

※ ガバメントクラウドを利用する場合には、上記のうち、セキュリティ要件①-③・クラウドネイティブ/モダナイゼーション要件には適合しているものとする。

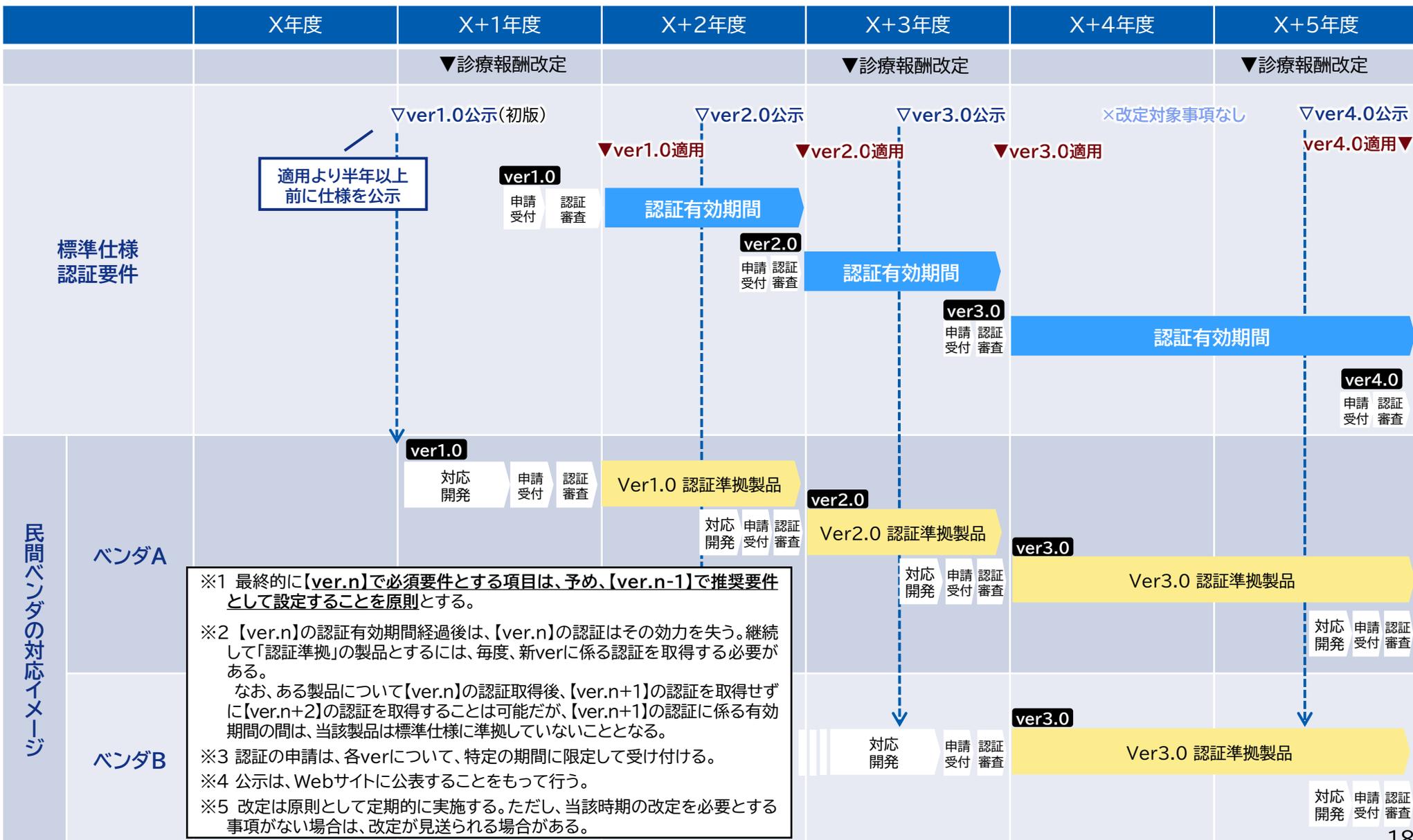
# 医科診療所/中小病院向け電子カルテの認証制度のイメージ(検討のたたき台)

## (1) 認証制度の仕組み、運用



# 医科診療所/中小病院向け電子カルテの認証制度のイメージ(検討のたたき台)

## (2) 長期的な認証制度の運用



## (3) 認証要件

### <現時点で想定している認証要件>

- I 電子カルテ製品が、**標準仕様に準拠した電子カルテであること(基本要件)**。なお、当該仕様に準拠しているかどうかは、電子カルテベンダーからの申請を受けて、厚生労働省が審査する。

<考え方> 認証を受けようとする製品について、標準仕様への準拠状況を、厚生労働省において審査・確認するもの。

- II 同申請において、併せて、**デジタル庁が実施するガバメントクラウド利用に関する事前相談を受けていること**。  
当該相談の結果、ガバメントクラウドを利用せずにシステムの構築等を行うこととした場合は、①その理由、②事前相談における技術的指摘に対する対応計画等を、Iの厚生労働省による審査の際に提出すること。

<考え方> モダンな技術を活用した、効率的な情報システムの構築を確保する観点から、ガバメントクラウド(公共SaaS)の活用を検討する。一方で、既にクラウドネイティブ型の製品を提供しており、システム移行により患者の診療に影響が出る懸念がある等の理由からガバメントクラウドの利用を行わない場合は、その理由を、Iの審査の際に明らかにする。

- III 認証を受けようとする電子カルテ製品について、**認証の申請時点で、直近1年間で一定数以上の医療機関での稼働実績**があること。なお、IIのガバメントクラウドの事前審査を受けた上で、**ガバメントクラウドを利用してシステム構築を行っている場合は、この限りではない**。

<考え方> 認証に当たり、製品の安定稼働を確認する観点から、一定の稼働実績の確認を行う。なお、IIの審査及び詳細なガバメントクラウドの審査を経て、ガバメントクラウドを利用している場合は、稼働実績の確認は求めない。

 認証制度の具体的な内容(認証制度の仕組み・運用、認証要件、認証された製品の普及方針等)については、今後、2026年夏を目途に明らかにする方針。

## 【補足】クラウドネイティブ型ではない電子カルテと標準仕様について

- ✓ 今後、標準仕様に準拠した廉価なクラウドネイティブ型の電子カルテへの移行を進めていく方針。  
一方で、実際の医療機関の規模や、地域における役割は様々であり、現場の診療所が電子カルテに求める機能は一律ではなく、個々の医療機関の判断で、オンプレミス型等の電子カルテが活用されることも、想定される。
- ✓ このため、(クラウドネイティブ型でない)オンプレミス型等の電子カルテについても、政府の医療DXサービスとの接続を推進していく必要がある。
- ✓ 今後、「遅くとも 2030 年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」とこの目標の達成に向け、関係者と連携しながら、全国的に、政府の医療DXサービスに対応する電子カルテの普及を目指していく。